

市町村の適切な管理下における業務委託の進め方について

1. 「市町村の適切な管理」とは

平成20年1月17日付内閣府通知「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」において、窓口関連業務24事項について、民間事業者が取り扱える範囲を法律を所管する省庁に確認し明確化したものです。

現行法上「市町村の適切な管理」のもとで、民間事業者が取り扱い可能な「事実上の行為又は補助的業務」に該当する業務について整理されています。

(1) 「市町村の適切な管理」についての全般的事項

【平成20年1月17日付内閣府通知】

民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が**常駐**し、不測の事態等に際しては当該職員自らが**臨機適切な対応を行うことができる体制**

法律に基づく市町村長の**判断行為、原簿の管理等**、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は**確実に**行うこと

<平成20年3月31日付総務省通知>

同一の室内に民間事業者の従業員の業務処理を**視認**できるような態様で、市町村職員が**常駐**するような場合

交付の審査や**交付・不交付の決定**は、当該市町村職員が行う必要

住民基本台帳等の**台帳**そのものについて、**適正な内容の維持・保全を図る責任**は、なお、市町村にある

不測の事態等、通常一般の業務処理の内容を超える場合には、当該職員自らが**臨機適切な意思決定**を行い、**必要な対応を講じられる体制**

(2) 取り扱い可能な具体的業務 ~ 「住民票の写し等の交付」を例として ~

<平成20年3月31日付総務省通知>

交付請求の**受付**に関する業務

* **第三者**からの申出に際して行われる受付に関する上記の業務も含むこと。

作成に関する業務

* **市町村職員**による住民票の写し等の**交付の決定を受けて**、請求者に交付する書類を作成すること。

* **端末の入出力操作を含む**が、住民基本台帳ネットワークシステムについては、全市区町村の住民情報にアクセスできることから認めていない。

引渡しに関する業務

その他窓口業務遂行に関連する**補助的業務**

2 . 労働者派遣契約と業務委託契約との違いについて

(1) 平成 2 0 年 1 月 1 7 日付内閣府通知

「市町村職員が委託先職員に**指揮命令**して業務の処理を行わせたと認められる場合には契約形態にかかわらず労働者派遣にあたり、**労働者派遣法に従わなければなりません**」とあります。

(参考) 労働者派遣法 (抄)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 労働者派遣

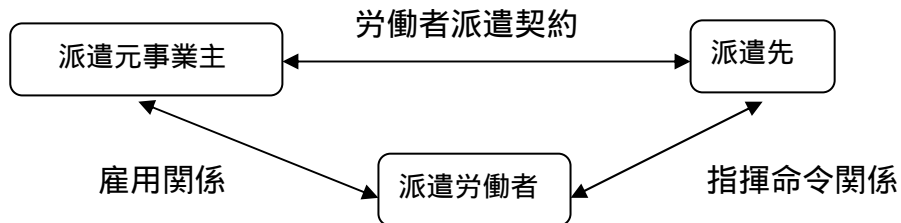
自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、**他人の指揮命令を受け**て、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

(2) 平成 2 0 年 3 月 3 1 日付総務省通知

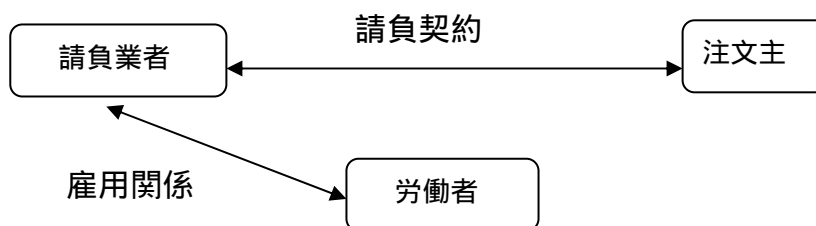
「請負契約については、請け負う民間事業者の側で、自己の従業員を自らの指揮監督の下に置いて、自己の責任で業務を遂行するものであること。したがって、個々の業務遂行に当たって、**市町村職員が民間事業者の従業員に対して、労務上の指揮命令を行うことはできない**ので十分留意すること。これらにかんがみ、民間事業者との間の契約において、民間事業者が取り扱う**業務の範囲を明確**にした上で、それら以外の業務は、市町村職員が処理することとし、業務上の役割分担をはっきりさせること。また、市町村の側から、民間事業者に対して必要な指示を行う場合においては、発注者として**契約の履行内容を確保する観点から民間事業者の管理責任者に対する指示をするにとどまる**」とあります。

(3) 労働者派遣事業と請負

《労働者派遣事業》



《請負》



出典：労働者派遣・請負を適正に行うために（厚生労働省・都道府県労働局）

(4) 昭和61年4月17日労働省告示第37号

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年4月17日労働省告示第37号）」によると、請負契約とするには、以下の2つの要件が必要とされています。

1 事業主が労働力を自ら直接利用すること。（労務管理上の独立性）

(1) 業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。

労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。

（具体的判断基準）

労働者に対する仕事の割振り、順序、緩急の調整等につき、当該事業主が自ら行うものであるか否かを総合的に勘案して行う。

「総合的に勘案して行う」とは、これらのうちいずれかの事項を事業主が自ら行わない場合であっても、これについて特段の合理的な理由が認められる場合は、直ちに当該要件に該当しないとは判断しないという趣旨。

労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこ

と。

(具体的判断基準)

当該労働者の業務の遂行に関する**技術的な指導、勤惰点検、出来高査定等**につき、当該事業主が自ら行うものであるか否かを**総合的に勘案して行う**。

(2) **労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。**

労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理(これらの単なる把握を除く。)を自ら行うこと。

(具体的判断基準)

受託業務の実施日時(始業及び終業の時刻、休憩時間、休日等)について、事前に事業主が注文主と打ち合わせているか、**業務中は注文主から直接指示を受けることのないよう書面が作成されているか**、それに基づいて**事業主側の責任者を通じて、具体的に指示が行われているか**、事業主自らが業務時間の実績把握を行っているか否かを**総合的に勘案して行う**。

労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理(これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。)を自ら行うこと。

(具体的判断基準)

労働者の時間外、休日労働は**事業主側の責任者が業務の進捗状況等**をみて自ら決定しているか、業務量の増減がある場合には**事前に注文主から連絡を受ける体制としているか否か**を**総合的に勘案して行う**。

(3) **企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。**

労働者の**サービス上の規律に関する事項**についての指示その他の管理を自ら行うこと。

(具体的判断基準)

当該労働者に係る事業所への入退場に関する規律、服装、職場秩序の保持、風紀維持のための規律等の決定、管理につき、当該事業主が自ら行うものであるか否かを**総合的に勘案して行う**。

労働者の**配置等の決定及び変更**を自ら行うこと。

(具体的判断基準)

当該労働者に係る勤務場所、**直接指揮命令する者等の決定及び変更**につき、当該事業主が自ら行うものであるか否かを**総合的に勘案して行う**。

2 当該業務を自己の業務として相手方から独立して処理すること。

(事業経営上の独立性)

- (1)業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
- (2)業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
- (3)単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。

自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材(業務上必要な簡易な工具を除く。)又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。

(具体的判断基準)

機械、設備、資材等の所有関係、購入経路等の如何を問うものではないが、機械、資材等が相手方から借り入れ又は購入されたものについては、別個の双務契約(契約当事者双方に相互に対価的關係をなす法的義務を課する契約)による正当なものであることが必要である。

自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。

(具体的判断基準)

事業主が企業体として有する技術、技能等に関するものであり、業務を処理する個々の労働者が有する技術、技能等に関するものではない。

(5) 具体的な事例

(具体例) 愛知県市場化テストモデル事業 (旅券申請窓口業務)

実施要項 (抜粋)

9 受託者が業務を実施するにあたり講ずべき措置

(1) 県との連絡、調整

受託者と県は、それぞれ担当者を定め、委託業務の円滑な実施のために必要な調整を図るものとする。

* 詳細な業務内容を記載しており、具体的にどういった場合に受託者から県職員に引き継ぐのかが明確になっている。

旅券申請窓口業務委託 契約書 (抜粋)

* 甲 : 愛知県 乙 : 受託業者

(責任者の配置)

第 6 条 乙は業務を遂行するために専任の**責任者**(以下、「責任者」という。)

を設置し、他の委託職員の指導管理その他業務の遂行に必要な事務に当たらせるものとする。なお、責任者の職務については仕様書により定めるものとする。

2 **責任者は、乙を代表して甲と協議のうえ委託業務を遂行する権限を有するものとする。**

別紙 2 仕様書

1 業務内容

(5) 苦情処理

原則として、窓口における苦情、トラブルについての対応は、乙又は 6 (2) で定める責任者が責任をもって行い、**甲への協議・引き継ぎが必要なもの(別に定める)については 6 (2) で定める専任の責任者から甲へ協議・引き継ぎを行うものとする。**

6 委託業務の執行体制

(2) 専任の責任者の配置

専任の責任者(以下「責任者」という。)を履行場所に配置し、次の職務を行わせること。職務を適正に遂行するため、責任者については常に甲と連絡が取れる体制とし、窓口業務には従事させないこと。ただし、予測できなかった事情が発生した場合は、その都度甲の同意を得て窓口業務に従事させることができる。**甲に協議・引き継ぐべき案件については責任者が協議・引き継ぎを行うこと。**また、責任者が不在の場合に備え、あらかじめその職務を代理で行う者(以下「副責任者」という。)を指名しておくこと。

責任者の氏名等は、甲へ書面で届け出ることとし、変更がある場合は、変更予定日と後任予定者氏名等を事前に届け出ること。ただし、変更がある場合、後任者は着任日から業務を滞りなく行うのに必要な知識・能力を備え、前任者からの引継ぎを全て終えていること。副責任者についても、同様とする。

責任者の職務

- ア 甲との連絡調整、業務報告等の提出・報告
- イ 乙の委託職員に対する作業指揮、監督、指導
- ウ 窓口や電話等での苦情・トラブルの処理・報告
- エ 申請フロアの管理(業務内容に定めるその他付随業務)

3. 法務省通知に記載のある「市区町村長の指揮監督下」について

平成20年3月25日付にて、法務省が各法務局及び各地方法務局あて通知した『「公共サービス改革基本方針」の一部（別表）の改定について』において、「戸籍事務については、市区町村長がこれを管掌することとされていますが、民間事業者が市区町村長が行う戸籍事務の処理を補助することは、それが**市区町村長の指揮監督下**に行われるものであれば、現行戸籍法上否定されるものではありません。」また、「内閣府通知に記載されている戸籍事務を民間事業者に取り扱わせるに当たっては、**市区町村長の指揮監督下**に行われる体制が確保されている必要があります。」

「市区町村長が自ら実施すべきである**判断行為、戸籍簿の管理等**の事務を民間事業者に取り扱わせることは認められない」と記載されています。

(1) 内閣府通知、総務省通知に記載のある「市町村の適切な管理」と法務省通知に記載のある「市区町村長の指揮監督下」との差異は？

2007年7月の戸籍業務における民間委託活用に関する法務省の見解

「市町村長の具体的な指揮監督下」における民間事業者の活用について
市町村の職員が戸籍事務についての審査及びそれに基づく決定に関する判断業務を行うことを前提として、市町村の庁舎内において、市町村の職員が民間事業者の補助業務をその業務全般について適切に管理できる場合であれば、市町村長の具体的な指揮監督下にあると考えられます。

(文責 内閣府公共サービス改革室)

「市町村の適切な管理」(内閣府通知、総務省通知)と「市町村長の指揮監督下」(法務省通知)に共通するポイント

官署内に市町村職員が常駐している必要があります。

- * 職員自らが**臨機適切な対応を行うことができる体制**(内閣府通知)
- * 同一の室内に民間事業者の従業員の業務処理を**視認**できるような態様
(総務省通知)
- * **市町村の庁舎内**において、職員が**民間事業者の補助業務全般**について**適切に管理**できる場合(法務省見解)

交付決定等の判断行為、原簿の管理等は、職員自らが行います。

- * 法律に基づく市町村長の**判断行為、原簿の管理等**、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は**確実に**行うこと(内閣府通知)
- * 交付の審査や**交付・不交付の決定**は、当該市町村職員が行う必要(総務省通知)
- * 住民基本台帳等の**台帳そのもの**について、**適正な内容の維持・保全を図る責任**は、なお、市町村にある(総務省通知)
- * 市区町村長が自ら実施すべきである**判断行為、戸籍簿の管理等**の事務を民間事業者に取り扱わせることは認められない(法務省通知)